

提出する届出書について

(1) 新設の届出

① 届出書の様式 省令様式第1

② 届出書の提出部数 原則として15部（正本1部、副本14部）

※ 必要に応じて副本の提出部数を変更することがあります。

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

③ 添付書類

ア 省令第4条第1項に定める事項（下欄参照）を記載した書類

イ その他届出内容を審査するために市が求める書類

<省令第4条第1項に定める事項>

1. 法人にあってはその登記事項証明書
2. 主として販売する物品の種類
3. 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
4. 必要な駐車場の収用台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
5. 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
6. 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
7. 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
8. 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
9. 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
10. 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
11. 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
12. 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠

(2) 変更の届出

① 届出の区分

変更事項	立地法店舗	既存店
店舗の名称、設置者の名称、小売業者等	届出が必要 (法第6条第1項)	届出不要
店舗面積、駐車場等の施設の配置、営業時間等の運営方法等	届出が必要 (法第6条第2項)	届出が必要 (法附則第5条第1項)
③エに掲げる事項	届出不要	届出が必要 (法附則第5条第1項)

※ 既存店が一度大規模小売店舗立地法による届出をすると立地法店舗となりますので、御留意ください。

② 法第6条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 省令様式第2

イ 届出書の提出部数 3部(正本1部、副本2部)

ウ 添付書類

(ア) 変更事項を確認できる書類(設置者の名称変更:登記簿謄本)

(イ) 小売業者を変更する場合

- ・ 主として販売する物品の種類
- ・ 建物内の小売業者の配置を示す図面

③ 法第6条第2項による変更の届出

ア 届出書の様式 省令様式第3

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて市が指示する部数

ウ 添付書類

新設の届出における添付書類((1)③参照)のうち変更する事項に関係するもの(変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。)

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

エ 法第6条第2項による届出が不要な変更

(ア) 一時的な変更を行う場合

一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいいます。例えば、事故や災害による開店時刻・閉店時刻の変更、道路工事に伴う駐車場出入口の位置等の変更が、これに当たります。

(イ) 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行う場合

(ウ) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる場合

(エ) 大規模小売店舗内の店舗面積の増加であって、増加する店舗面積が次のいずれをも超えない場合

- ・ 増加前の店舗面積の合計の1割に相当する面積
- ・ 1,000㎡

(オ) 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させる場合

(カ) 荷さばき施設の面積を増加させる場合

(キ) 廃棄物等の保管施設の容量を増加させる場合

(ク) 大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行う場合

④ 法附則第5条第1項による変更の届出

ア 届出書の様式 省令様式第8

イ 届出書の提出部数 変更内容に応じて市が指示する部数

ウ 添付書類

新設届出における添付書類（（1）③参照）のうち変更する事項に関するもの（変更前後の状況等が明らかとなるようにしてください。）

※ 副本に添付する添付書類のうち省略できるものについては、別途指示します。

エ 注意事項

③エの「法第6条第2項による届出が不要な変更」に該当する変更であっても、届出が必要となります。

（3）廃止の届出

① 届出書の様式 省令様式第4

② 届出書の提出部数 1部（正本1部）

③ 添付書類 廃止後の店舗部分を示した図面（店舗面積を0㎡とする場合を除く）

（4）承継の届出

① 届出書の様式 省令様式第7

② 届出書の提出部数 1部（正本1部）

③ 添付書類 承継があったことを証する書面